■県の主な取り組み内容

ひとにやさしいまちづくり に関する施策

- ●広報・情報提供
- ●教育・学習機会の充実
- ●ボランティア活動の促進
- ●調査・研究 など

だれもが利用しやすい施設 等の整備に関する指導・助言

- ●公共的施設の整備基準への適合努力
- ●特定公共的施設の新築等の届出義務
- ●道路、公園などの整備
- ●利用者への案内の充実, 介助等の ソフト面の措置

■条例の特徴

●ユニバーサルデザイン(※)の考え方を取り入れています。

高齢者,障害者だけではなく,幼児用の遊び場など, 子育て中の家庭にも配慮する規定を設けており,すべての 人にとって施設等を建設する当初から利用しやすいものと なるようにしています。



(※)ユニバーサルデザイン

- ○ユニバーサルデザインとは、「年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらずだれもが快適に利用しやすいよう、 まち、もの、環境等を整備する」という考え方で、使いやすさ、安全性などの基本的事項を示した7原則が 知られています。
- ○近年, 建築や製品といったハード面から, サービスや情報といったソフト面までその理念が広がっており, 企業, 市民団体, 行政などでその考えを積極的に取り入れる動きが盛んになってきています。



●ソフト面の取り組みについて規定しています。

施設を整備しても、そこで対応する人の適切なサポートがなければ、本当にすべての人にとって快適なまちづくりを実現することにはなりません。高齢者や障害者等への親切な対応など、やさしさや思いやりの心を育むことも条例では規定しています。

●行政,事業者だけでなく, すべての人による取り組みに努めます。

ひとにやさしいまちづくりを進めるためには、一般県民の理解や協力が必要になります。NPOやボランティアとの連携などを通じ、多様な主体が連携・協働して推進するまちづくりに努めます。